論　文

ライフデザイン学研究 9
p.97-118（2013）

岡山孤児院の里預制と地区世話役の登場
－御津郡馬屋下村の事例を中心に－

Foster Care System in Okayama Orphanage and
Appearance of District Facilitators
－a Case Study of Mayashita Village, Mitsu County－

菊　池　義　昭*
KIKUCHI Yoshiaki

要旨

本稿では、岡山孤児院の里預制の養護実践の中で、経験的知見としての「専門性」を持った地区世話役になるような里親が登場する経過とその役割を、御津郡馬屋下村大字芳賀の事例を通して解明した。その結果、御津郡馬屋下村の大字（地区）別の里親分布を見てみいくと、江戸時代から続く村落共同体の１つである芳賀地区に18人（94.7％）の里親が集中し、約10戸に１戸が里親という非常に高い里親密集地区であった。

そして、この芳賀地区で最も早い時期に里親になり、最も遅くまで里親を続けたのは里親ｃで、最初の里預児は1907年２月26日から養育し、里親を終了したのは1924年４月10日であったため、全体では約17年２ヶ月近く（里親でない約１年７ヶ月弱を含む）になっていた。また、この間に５人の里預児を養育し、その養育年齢は生後17日児から９歳５ヶ月児まであったこと等が判明し、芳賀地区の里親の中で経験的知見としての「専門性」を有し、里親ｃが地区世話役となる条件が相対的に高いと判断した。

さらに、里親ｃは、先のような経験的知見を生かしながら、芳賀地区で、自然発生的に地区世話役の仕事を実施するようになり、その内容を分類すると、㋐岡山本部（事務所）から依頼を受けての新里親（預替先の里親）の開拓とその監督、㋑病気の里預児を里親と共に病院に付添い看護する支援、㋒各里親の同本部（事務所）への報告や要望の代弁（代行）、㋓同本部（事務所）よりの養育料配付の代行と里預児の監督のという４つ役割を担っていたことを事例的に確認した。

キーワード：岡山孤児院　石井十次　里親制度　養護実践　児童福祉史

*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科　Toyo University, Faculty of Human Life Design
住所：〒351-8510　朝霞市岡48－1（東洋大学）

はじめに

筆者はこれまで、1905（明治38）年８月前後に開始した岡山孤児院の里預制の養護実践に関する一連の研究を実施し、この研究を通して1925（大正14）年までの約20年間に里預児が総数で462人程、里親も総数で449人程存在することを確定し、さらに、里親の地域分布の特色や個々の里預児の養育内容を事例的に解明し、同院の里預制の内容と特徴を明らかにしてきた[1)]。また、先の研究を通して、従来の日本の里親制度の歴史研究では解明できなかった[2)]、明治後半期から大正期の同制度の内実としての、里預児に対する里親の養護実践の実態解明に貢献できたと理解する。特に、里親の地域分布では、岡山県下の一定の町村の特定の地区（大字）に集中し、岡山本部（事務所）と里親間でのネットワークが形成され、その結節点に地区世話役のような里親が自然発生的に登場していくことが仮定でき、このような地区世話役となる里親は、自らも豊富な養育経験を持ち、経験的知見としての「専門性」を持つ里親であったことが推定できた[1)]。

そこで、本稿では、先の「仮定」や「推定」に止まっている「地区世話役の登場」の実態と「経験的知見としての『専門性』」の内容を、岡山県御津郡馬屋下村を事例に解明していくことにする。つまり、地区世話役となるような里親が実際にはどのように登場し、岡山本部（事務所）と里親間のネットワークの結節点となり、そのような里親はどのような経験的知見としての「専門性」を有していたかを解明していくことにする。

そのためには、1905年から1926年（同15）年までの岡山孤児院の業務日誌等の35点の資料[3)]から、御津郡馬屋下村の個々の里親に関する記述を名寄せして１つの事例としてまとめ、その中から岡山本部（事務所）と里親間のネットワークの結節点となる里親を見極め、その里親を地区世話役と想定し、実際の養育活動や他の里親との結節点となる活動内容を解明していくことにする。また、その手順は、まずこれまでの研究結果から①岡山県内の里親分布の特色を確認し、次に②1914年以降の御津郡内の各町村の里親数と馬屋下村の里親数などから、その特徴をまとめ、さらに③馬屋下村の個々の里親の中から、地区世話役とみられる里親の登場を確定する。その後、④先の地区世話役とみられる里親の養育事例から経験的知見としての「専門性」を検証し、⑤岡山本部（事務所）や他の里親とのネットワークの結節点となる具体的な活動内容を確認し、地区世話役の役割と機能を解明していくことにする。また、本稿で解明する経験的知見としての「専門性」とは、里親の養育経験が多様で、長期間に亘ることにより蓄積される知見としての「専門性」を指し、それが里親に内在化されるとみられる外形的な状況を明らかにすることである。

なお、地区世話役という用語は、筆者の造語であり、カギカッコを付すことがより適切であるが、煩雑になるためカギカッコを省略することを最初に断っておく。また、本稿では、各資料より裏付けられた内容（事実）については「確認した」、「確定する」等で締めくくり、先の事実（内容）に基づく筆者の考察または解釈は「理解した」、「判断する」などを用い、先の事実（内容）の資料的裏付けが不十分な場合は「推定した」、「仮定する」、「想定する」等の表現を使用する。さらに、岡山本部と岡山事務所は同一の場所であるが、1915年から1918年までは岡山本部とし、その前後は岡山事務所と記す。

１、岡山県内の里親分布と御津郡内の各町村の里親の動向

１）1913年までの岡山県内の里親分布の特色

岡山孤児院の里預制は、1906年３月から始まる東北三県凶作で飢餓に瀕する貧孤児825人の収容で、同院が1,200人規模の施設となり、その中の幼児や病弱児を近隣の町村などの農家に里預けする必要性が高まり、前年の試行的段階から一挙に急増した。また、この直後の12月には里預制の基本方針が下記のように確立し、「人情淳撲にして地勢高燥水清くして衛生に適せる地方」の「正直親切なる農家」１戸に１人の里預児を預け、職員が月１回巡回し４円を支払、養育不良の時は引き取って帰ることを定めた[4)]。

一　人情淳撲にして地勢高燥水清くして衛生に適せる地方を選定す
二　幼年兒女を有せさる正直親切なる農家に托す
三　預兒の數は一戸一人に限る
四　毎月養育料を渡す時其体重を量り養育の良否を観察し成績不良なる者は之を他に托す

（石井十次編『岡山孤児院』）

この方針に従い、その後約20年間里預制が実施されるが、ここではまず、地区世話役が登場するための最も基本的な条件である、岡山県内の郡市村のどの地域に岡山孤児院の里親が分布したかを明らかにしてみる。それを知る簡便な手掛りは、当時の各種の資料を基にまとめた里預児の郡市村分布（表１）である。ただし、表１は、里預児の郡市村分布であるため、里親の市村分布ではないが、先の里預制の基本方針にある「預兒の數は一戸一人に限る」とあることから、里預児の郡市村分布と里親の郡市村分布は、ほぼ一致するものであったことが理解でき、表１から1913年までの里親の郡市村分布の特色も理解できよう[5)]。

つまり、1905年は、赤磐郡西高月村で里預児に対する里親による養育が始り、翌1906年中は東北三県凶作地より６回に分けて825人の貧孤児を収容し、その中の幼児や病弱児を里預けしたため、171人の里預児（里親）が赤磐郡内の８村、和気郡内の４村、御津郡内の６村と岡山市内に拡大した。中でも多数の里預児（里親）が存在したのは、赤磐郡では葛城村25人、太田村10人、西高月村９人、豊田村７人、石生村５人、吉岡村５人であり、和気郡では本荘村38人、藤野村18人、御津郡では宇垣村15人、牧石村15人、牧山村８人であった。そして、1907年中の里預児（里親）は249人と最も多かったが、翌1908年末には105人まで急減し、その後里預児（里親）は多少減少傾向にあったが、郡市村分布はむしろ拡大していったことが分かる。また、1913年末の時点では、赤磐郡10村、和気郡３村、御津郡５村に加えて、上道郡３村、邑久郡１村に拡大し、里預児（里親）が５人以上存在したのは、赤磐郡の葛城村11人、物理村８人、可真村８人、西高月村６人、五城村６人、和気郡は本荘村８人、御津郡は牧石村９人、宇垣村８人、馬屋下村８人であった。

このように、1913年までの里預児（里親）の郡市村分布は、1906年中と1907年中に急増した時期の郡市村分布をほぼ引き継ぎながら、その後も人数は減少するものの郡村別は少し拡大していくことが理解できる。また、各村別の里預児（里親）数の推移も1906年と1907年に多数存在した村に引き続き多く存続していたことが分る。このため、里預児（里親）は、岡山県内の赤磐郡、和気郡、御津郡を中心とする特定の村に集中していくという特色が、1906年から形成され徐々に定着していくことが理

解できる。このような特色としての条件（要因）を背景にして、先の「特定の村」に里親間のネットワークや里親の「専門性」が発生する土壌が育まれつつあったと推定でき、その１つが本稿の研究対象である御津郡馬屋下村であった。

〈表１〉 1905年から1913年（1908年、1909年、1911年を除く）の里預児の郡市村分布

		1905年中	1906年中	1907年中	1910年末			1912年末			1913年末		
		(明治38年)	(明治39年)	(明治40年)	男	女	計	男	女	計	男	女	計
赤磐郡	西高月村	2 人	9 人	15 人			7 人	4 人	2 人	6 人	4 人	2 人	6 人
	豊田村	−	7	13			4	1	0	1	0	1	1
	太田村	−	10	9			2	1	1	2	1	1	2
	石生村	−	5	5			1	1	0	1	1	0	1
	葛城村	−	25	22			10	8	4	12	7	4	11
	五城村	−	3	8			7	5	1	6	4	2	6
	小野田村	−	−	7			4	0	3	3	0	3	3
	物理村	−	−	3			4	3	3	6	4	4	8
	潟瀬村	−	−	9			5	0	2	2	0	2	2
	吉田村	−	1	−	可真村		2	4	2	6	6	2	8
	吉岡村	−	5	5	−		−	−	−	−	−	−	−
上道郡	高島村	−	−	2			2	1	0	1	1	0	1
	財田村	−	−	2			1	1	1	2	2	0	2
	古津村	−	−		御休村		2	1	0	1	1	0	1
和気郡	本荘村	−	38	36			2	5	1	6	5	3	8
	藤野村	−	18	19			2	1	2	3	1	2	3
	英保村	−	2	13				0	0	0	1	0	1
	熊山村	−	2	5	−	−	−	−	−	−	−	−	−
御津郡	宇垣村	−	15	17			6	7	1	8	7	1	8
	牧山村	−	8	11			5	2	2	4	2	2	4
	牧石村	−	15	15			7	7	2	9	7	2	9
	馬屋下村	−	2	7			5	5	1	6	7	1	8
	金川村	−	1	−	馬屋上		1	−	−	−	−	−	−
	御野村	−	1	−	一宮村		1	1	1	2	0	1	1
邑久郡	邑久村	−	−	−			1	2	0	−	2	0	2
勝田郡	高取村	−	−	−			1	−	−	−	−	−	−
岡山市		2	2	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−
不明		1	2	22	−	−	−	−	−	−	−	−	−

＜注＞1908年末は全体で105人、1909年末は73人であったことだけが判明している。また、表１は、註の１）の①論文の表２と表３より引用し作成した。

そこで、先のような条件（要因）をもう少し具体的に裏付けるため、たとえば1914年から1916年までの３年間の、岡山孤児院の里預制が安定期に至る時期の里親の地域分布の動向と特徴を、本稿の研究対象である馬屋下村を含む御津郡内の各村に絞ってまとめると、次のようになる。

２）1914年から1916年の御津郡内の各村別の里親分布の特徴

1914年から1916年の御津郡内の各村別の里親分布の特徴を詳しくみていくため、先の３年間の各村別の里親総数他をまとめると表２左のようになる。御津郡の場合は、６村に里親が57人、里預児延べ数（カッコ内）が64人で、その村別分布は、馬屋下村19（22）人、牧石村14（16）人、宇垣村12（14）

人、牧山村９（９）人と、この４村に集中し、郡全体の里親の94.7%（54人）、里預児の95.3%（61人）を占めていた[6)]。つまり、この時期の御津郡では、馬屋下村、牧石村、宇垣村、牧山村に里親が集中するという特徴が再確認できる。

この特徴をもう少し詳しく解明するため、各村の地域的特徴や里親の密集度を調べてみると、次のような特徴が理解できる。

御津郡で里親数が最も多いのは、馬屋下村の19人（戸）であったが、同村は1888（明治21）年に

〈表２〉 御津郡の村別の里親数と戸数増減の推移の関係

	①実(延)人数	1891年	②1920年	増減戸数	増加率	①/②
馬屋下村	19(22)人	410戸	420戸	10 戸	1.02	4.52
牧石村	14(16)	662	604	58	0.91	2.32
宇垣村	12(14)	484	499	15	1.03	2.4
牧山村	9 (9)	441	385	56	0.87	2.33
一宮村	2 (2)	495	555	60	1.12	0.36
鹿田村	1 (1)	659	659	0	0	0.15
計	57(64)					

＜注＞註の１）の⑩論文より引用。増加率は1891年の各村の戸数に対する1920年の割合である。

施行された市町村制により松尾村、大窪村、芳賀村、福谷村、長野村、横尾村の６ヶ村が合併し、先の旧村は大字という地区名でそのまま存続し、役場は大窪に設置された。地理的には、岡山市の西北部に位置し、約11km離れ、近くを通る津山街道で結ばれ、「笹ヶ瀬川の支流」の中川と砂川の流域にあり、水害や干ばつに悩まされ、流域の集落では水論争が絶えない地域であった。また、芳賀は明治末期から大正にかけて桃の主産地となるなど、果樹栽培の盛んな農村地帯であった。馬屋下村の戸数の推移をみると1891（同24）年が410戸で、1920（大正９）年が420戸であったことから、この間に10戸増加した程度であった。そこで、この時期の里親密集度を1920年の全戸数420戸を母数に算出すると4.52%となり、約22戸に１戸の割合で里親が存在する高い密集度の里親村といえる状態を呈していたことが理解できる。

次に里親（14人・戸）の多い牧石村は、原村、中原村、玉柏村、畑鮎村、金山寺村の５ヶ村が合併し、旧村は大字という地区名でそのまま残り、役場は玉柏に設置された。地理的には岡山市に隣接し、「古い集落は山腹から山麓にかけて立地し、旭川堤防との間の氾濫原は水田地帯」で、畑鮎は丘陵上にある農村地帯であった。戸数は、1891年の662戸から1920年には604戸に58戸も減少していた。このため1920年の604戸を母数とした場合の里親密集度は、2.32%と、43戸に１戸程度の密集度であったが、14人の里親がいたことから村民が里親の存在を共有できるような村であったとみる。

12人（戸）の里親がいた宇垣村は、宇垣村、河内村、吉尾村、野々口村の４ヶ村が合併し、旧村は大字という地区名でそのまま存続し、役場は宇垣に設置され、戸数の推移は、484戸から499戸と15戸増加した程度で、1921（大正10）年当時の専業農家は362戸と農業中心に養蚕を副業とした地域であった。岡山市からは約20km離れ、津山街道で結ばれ、1898（明治31）年に中国鉄道中国線が開通し、野々口駅が設置され交通の便が良くなった。1920年の499戸を母数とした場合の里親の密集度は2.4%と、牧石村とほぼ同様で、12人の里親がいたことから、村民が里親の存在を共有できるような村で

あったとみる。

里親が９人（戸）の牧山村は、山中村、北野村、中牧村、下牧村、高野村の５ヶ村が合併し、旧村は大字という地区名でそのまま残り、役場は北野に設置された。戸数は、441戸から385戸に56戸も急減し、1921年の専業農家は203戸で、やはり稲作を中心に養蚕を副業とする農村地帯であった。1898年に中国鉄道の開通で、下牧に牧山駅が設置され、約12km離れた岡山市との交通の便は良かった。1920年の385戸を母数とした場合の里親の密集度は2.33％と43戸に１戸程度の割合であったことから、やはり村民が里親の存在を共有できるような村であったとみる。

このように、御津郡の４村は、江戸時代から続いた近隣の自然村が合併して成立した行政村であったため、各自然村では、旧来から続いた地域システム（組織）が、その後も継続していたとみられ、それ故日常生活等での結びつきは旧村の大字（地区）が基本になっていたと推定できる[7)]。そして、地理的には山や川に接した稲作や果樹を中心に養蚕を副業とするような農村地帯で、岡山市から20km圏内にあり、中国鉄道が通っている村もあるため、交通の便も良かったことが分かる。そして、馬屋下村のように里親の密集度が高く、里親村といえる状態の村に加え、牧石村、宇垣村、牧山村も50戸に１戸程度の割合で里親が存続し、村内で里親の存在を共有できる様な状態があったことが理解できる。このため、御津郡内では、馬屋下村が里親の人数においても里親密集度においても最も高いという特徴が確認でき、同村内に里親間のネットワークが存在する条件が最も有力な候補地であることが理解できる。

そこで次は、馬屋下村に絞って旧自然村である大字単位の里親分布の状況をみると、同村内の６大字（地区）のうち芳賀に18人（戸）、大窪に１人（戸）で、芳賀地区に里親の94.7％が集中していたことが確認できた。そして、この芳賀地区の里親密集度を調べるため、この時期の同地区の戸数を調査したが適切な資料がなく、かろうじて1891年の戸数が171戸であったとの資料があり、この資料を修正して推計することにした[8)]。つまり、表２右の馬屋下村の「増加率」を前提に芳賀地区の修正戸数を推計すると174戸と仮定でき、この戸数を基に、この時期の芳賀地区の里親密集度を計算すると10.34％となった。これは、約10戸に１戸が里親という非常に高い里親密集地区であったことが理解できた。また、同地区は、江戸時代の自然村であるため、当時の村民の日常生活に関する隣保相扶などの村落共同体的秩序は同地区単位で実施されていたと仮定でき[7)]、このため、芳賀地区には、里親たちを含む地区住民間の日常生活の交流が存続し、それ故同地区内には里親間のネットワークが存在する地理的、歴史的条件が一層明確化してくることが理解できた。そして、先の18人の里親の中から「専門性」を持つ里親や岡山本部（事務所）と各里親との結節点となるような地区世話役の登場も想定できた。

そこで以下では、馬屋下村の芳賀地区の個々の里親の実態を明らかにし、「専門性」を持つ里親や地区世話役となりうる里親の存在を確定してみることにする。つまり、当然のことながらその「確定」のポイントの１つは、個々の里親の実態分析を通して「『専門性』を持つ里親」や「地区世話役」という用語の内容を事例を通して説明することも含まれる。

2、馬屋下村大字芳賀での里親の養育実態と地区世話役の登場

1）1914年から1925年までの芳賀地区の里親の養育実態

1914年から1916年の間の馬屋下村大字芳賀の里親は18人であったが、以下ではこれまでの研究成果を前提に、1914年から、岡山孤児院の里預制が終息する1925年までに芳賀地区にいた個々の里親が養育した里預児を抽出し、その養育期間などの内容と特徴を分析していくことにする。つまり、個々の里親がどのような年齢の里預児を何歳から何歳まで養育したか、その人数は何人であったかなどで、これをまとめると表３のように27人の里親が確認できた[9)]。また、この表３では、先の27人の個々の里親別の里預児の養育の概要をいくつかの項目で示したが、左端の里親は里親氏名（記号化）、次に里預児は里預児氏名（記号化）、預け前は里預け前の状況で、その内容のうち入院後の里預けは入院と記し、里親から次の里親への預替の場合はその回数（たとえば１替は１回目の預替）を略記した。また、里預年齢と里預け年月日は里預け時点の年齢と年月日で、終了年月日と終了年齢は里預け終了時点の年月日と年齢、養育期間は里預けされた期間のことで、終了理由は里預け終了後、岡山孤児院へもどった場合は岡山孤、茶臼原孤児院へ移転した場合は茶臼原、次の里親へ預替された場合は預替、死亡した場合は永眠、親族の元へ帰郷した場合は帰郷、養子や里親等への貰受の場合は養子、貰受と略記した。さらに右側には里預け年月日と里預け終了年月日の間の養育期間を大まかに図式化し

〈表３〉　1914年から1925年の馬屋下村大字芳賀の里親別の養育状況

里親	里預児	預け前	里預年齢	里預け年月日	終了年月日	終了年齢	養育期間	終了理由	グ
里親c	あ児	入院	4歳1ヶ月	1907年2月26日	1909年4月26日	6歳3ヶ月	2年2ヶ月	岡山孤	D
	37児	入院	1歳6ヶ月	1909年4月26日	1917年3月28日	9歳5ヶ月	7年11ヶ月	茶臼原	
	I児	3替	1歳10ヶ月	1912年7月6日	1912年8月7日	1歳11ヶ月	1ヶ月	永眠	
	124児	入院	17日	1916年7月27日	1917年7月6日	1歳	1年	永眠	
	139児	1替	1歳2ヶ月前	1919年2月以降	1924年4月10日	6歳4ヶ月	5年2ヶ月上	茶臼原	
里親p	40女		2歳10ヶ月	1909年8月3日	1915年3月26日	8歳6ヶ月	5年7ヶ月	茶臼原	B
馬芳1	41児		5歳11ヶ月	1909年9月2日	1914年9月16日	10歳11ヶ月	5年	茶臼原	B
馬芳2	48児	入院	2歳11ヶ月	1910年8月27日	1917年3月28日	9歳6ヶ月	6年7ヶ月	茶臼原	D
	139児	入院	10ヶ月	1918年10月29日				預替	
馬芳14	162児	入院	2ヶ月	1910年12月8日	1918年3月27日	7歳5ヶ月	7歳3ヶ月	茶臼原	D
	G女	3替	7歳11ヶ月	1919年4月2日	1919年10月6日	8歳5ヶ月	6ヶ月	茶臼原	
里親b	54児		7ヶ月	1911年2月11日	1911年2月19日	7ヶ月	8日	預替	C
	A児		5ヶ月	1912年1月25日	1912年9月11日	1歳1ヶ月	8ヶ月	預替	
里親a	A児		1ヶ月	1911年9月1日	1912年1月25日	5ヶ月	4ヶ月	預替	A
馬芳15	117児	入院	2歳5ヶ月	1911年9月1日	1917年2月17日	7歳10ヶ月	5年5ヶ月	帰郷	B
馬芳3	58児	1替	1歳9ヶ月	1913年4月28日	1913年8月27日	2歳1ヶ月	4ヶ月	預替	C
	70児	入院	1歳5ヶ月	1913年8月27日	1917年11月7日	5歳8ヶ月	4年3ヶ月	帰郷	
	152児	入院		1920年2月3日					
馬芳17	120児	入院	4歳4ヶ月	1913年4月	1917年3月28日	8歳3ヶ月	3年11ヶ月	茶臼原	C
	125児	1替	5歳4ヶ月	1917年5月16日	1918年3月27日	6歳2ヶ月	10ヶ月	茶臼原	
馬芳4	72児		1歳6ヶ月	1913年8月20日	1914年8月8日	2歳6ヶ月	1年	預替	A
馬芳5	34児		7歳	1914年4月24日	1914年7月15日	7歳3ヶ月	3ヶ月	預替	A
馬芳19	76児	1替	1歳9ヶ月	1914年5月13日	1918年1月28日	5歳5ヶ月	3年8ヶ月	預替	A
馬芳6	34児		7歳3ヶ月	1914年7月15日	1914年9月16日	7歳5ヶ月	2ヶ月	茶臼原	A
馬芳7	78女	入院	3歳3ヶ月	1914年7月15日	1921年3月26日	9歳11ヶ月	6年8ヶ月	茶臼原	B
馬芳8	79女		2歳5ヶ月	1914年7月27日	1914年8月21日	2歳6ヶ月	1ヶ月	再度貰受	C
	85女		1歳7ヶ月	1914年11月3日	1916年3月12日	2歳11ヶ月	1年4ヶ月	預替	
馬芳9	84児	入院	3ヶ月	1914年10月20日	1920年10月13日	6歳3ヶ月	6年	茶臼原	B
馬芳10	91児	入院	6ヶ月	1915年3月3日	1921年3月26日	6歳6ヶ月	6年	茶臼原	B
馬芳11	51女	1替	6歳7ヶ月	1915年3月20日	1920年3月29日	11歳7ヶ月	5年	茶臼原	D
	136児	1替	6歳	1919年1月22日	1920年3月29日	7歳2ヶ月	1年2ヶ月	茶臼原	
馬芳12	81児		6歳8ヶ月	1916年6月22日	1916年8月22日	6歳10ヶ月	2ヶ月	茶臼原	A
馬芳16	Q児	1替	6歳5ヶ月	1917年2月17日	1918年3月27日	7歳6ヶ月	1年1ヶ月	茶臼原	A
馬芳22	131女	入院	1歳1ヶ月	1917年8月14日	1924年4月10日	7歳9ヶ月	6年8ヶ月	茶臼原	B
馬芳21	110児	1替	2歳4ヶ月	1918年5月23日	1918年10月17日	2歳9ヶ月	5ヶ月	預替	A
馬芳13	111児								D
	138児	入院	2歳5ヶ月	1918年6月23日	1924年4月10日	8歳3ヶ月	5年10ヶ月	茶臼原	
馬芳23	140女	入院	4歳7ヶ月	1918年10月23日	1919年4月10日	5歳1ヶ月	6ヶ月	預替	A
馬芳20	98児	3替	4歳4ヶ月	1919年10月9日	1920年9月19日	5歳3ヶ月	11ヶ月	預替	A
馬芳24	160児			1920年12月6日				養子	不

て示したが、その左端上部の６は1906年、７は1907年という順序で１年ごとに1926年までの西暦を略記した。また、最後のグは、後述するグループ分けの分類名である。

この結果、表３のように、この時期の芳賀地区の里親27人の個々の里預児の養育状況が確認できた。また、この27人の里親の養育状況を大別すると、１つは養育期間の短い里親と長い里親が存在することが判明し、かつ、１人の里親が複数の里預児を養育している場合と、１人の里預児しか養育しない場合があり、これが里親の「専門性」とも関係し、さらに、地区世話役を見定めるポイントの１つになると判断した。そして、27人の里親の養育期間の長短と、里預児の養育人数との関係でグループ分けを実施するため、前者の養育期間は１人の里預児の養育期間が５年以上を長期、５年未満を短期とし、後者の養育人数は１人の養育か、２人以上の養育かをその基準とした。

すると、１人の里預児を５年未満養育した経験を持つ里親グループ（A）には、里親ａ、馬芳４、馬芳５、馬芳19、馬芳６、馬芳12、馬芳16、馬芳21、馬芳23、馬芳20の10人の里親が該当し、１人の里預児を５年以上養育した経験を持つ里親グループ（B）には、馬芳１、馬芳15、馬芳７、馬芳９、馬芳10、馬芳22の６人が存在した。さらに、２人以上の里預児を各５年未満養育した経験を持つ里親グループ（C）には、里親ｂ、馬芳３、馬芳17、馬芳８の４人が、２人以上の里預児のうち１人を５年以上養育した経験を持つ里親グループ（D）には、里親ｃ、里親ｐ、馬芳２、馬芳14、馬芳11、馬芳13の６人が含まれ、馬芳24は不明と分類できた。そして、里預児の養育の経験的知見の豊富さという基準で「専門性」を持つ里親を見定めると、１人の里預児の養育期間の経験年数が長いAグループとDグループの里親が経験的知見としての「専門性」が内在していると判断した。

また、１人より２人以上の複数の里預児を養育した経験が加味されれば、より「専門性」が高まると理解し、２人以上の里預児のうち１人を５年以上養育した経験を持つDグループが、最も「専門性」が高い里親と理解し、この里親グループの中に、芳賀地区の地区世話役が存在していると仮定した。

２）里親の経験的知見としての「専門性」と地区世話役の登場

さらに、先の条件設定の延長上で、地区世話役を絞るためには、その地区で最も長期間里親としての養育経験を持つという時間的長さと、これに加えて複数の里預児を養育した経験の蓄積が、経験的知見としての「専門性」がより高くなると認識し、これに該当する里親を調べると、芳賀地区で最も早い時期に里親になり、かつ最も遅くまで里親を続けたのは里親ｃであったことを確認した[9)]。つまり、この里親ｃが、最初に里預児を養育したのは、岡山孤児院が里預制を始めた約２年後で、かつ同院が本格的に着手した約４ヶ月後の1907年２月26日からであった。また、里親を終了したのは、1924年４月10日であるから同院の里預制が終了する前年であり、全体では約17年２ヶ月（里親でない約１年７ヶ月弱を含む）近くであった。さらに、里親ｃは、５人の里預児を養育した経験を持ち、その内容は養育年齢が母乳を必要とする生後17日児から、９歳５ヶ月児までであり、養育期間も１ヶ月で死亡した里預児から７年11ヶ月間養育し茶臼原孤児院へ移転した事例まで多様であったことが判明した。

そして、里親ｃの次に里預児を多く養育したのは、馬芳３の３人であり、馬芳３の場合は最初の里預児が1913年４月18日からと時期が遅かったため、地区世話役となる条件は里親ｃがやはり高かった

と理解できた。この他、馬芳14も1910年12月８日から1919年10月６日まで、里親として２人の里預児を養育した経験を持っていたが、里親ｃのそれには及ばなかった。このため、芳賀地区の里親では、里親ｃが地区世話役となる条件が相対的に高くなると判断した。

そこで次に、この里親ｃによる５人の里預児への養育内容から、その「専門性」の内容を検討し、その後里親ｃの地区世話役に該当するような活動内容を分析し、地区世話役の役割（仕事）がどのようなものであったかを解明してみることにする。

３、里親ｃによる５人の里預児の養育内容と地区世話役の役割（仕事）

１）２人目までの里預児の養育経験とその「専門性」の内容

里親ｃは、表３上のように５人の里預児を養育していた。最初の里預児（あ児）は、４歳１ヶ月の男児で、1907年２月26日に受入れ２年２ヶ月間養育し、６歳３ヶ月になった1909年４月26日に岡山孤児院に返して、里預けを終了していた[10)]。ただし、詳しい養育内容は手元の資料から判明しないが、その経過は確認でき、父親はなく母親のみのため1907年２月25日に京都市から岡山孤児院に入院し、翌26日里親ｃに里預けされていた。そして、２年２ヶ月間里親ｃに養育され６歳３ヶ月で岡山孤児院に帰院したが、これは、同院の里預制の目的が学齢前の幼児や病弱児を農家に里預けし、学齢期になったら引き取り、院内の家庭舎から岡山孤児院尋常高等小学校に通学させて義務教育を学ばせ、卒業後は茶臼農林部（のちの茶臼原孤児院）へ移転するという養護実践の方法を取っていたためであった。里親ｃの場合は、先の方法に従い２年２ヶ月間の養育を終了し、幸い他の里親に預替することなく、岡山孤児院に返すことができた。そして、この成功体験は、里親ｃに里親として里預児を養育する活動に対する自信をもたらしたとみる。

そして、あ児を岡山孤児院に返した当日の1909年４月26日には、当時１歳６ヶ月の37児を引き受けることになる[11)]。37児は、同年４月25日に愛媛県伊豫郡上灘村より入院するが、両親とも死亡し兄も未成年で「赤貧にして養育するの道」がなかったため、同村の紹介者よりの依頼で入院した。年齢が１歳６ヶ月という、おそらく離乳してまもない乳児に近い幼児の養育であったとみる。この幼児をその後７年11ヶ月間養育し、37児が９歳５ヶ月になった1917年3月28日に茶臼原孤児院に移転させていた。移転当時の岡山孤児院は、すでに1912年3月27日に全院児を岡山市から宮崎県高鍋町近くの茶臼原孤児院に移動させていたため、岡山県内には里預児だけが残る状況にあり[12)]、このため37児も茶臼原孤児院に移転したのであった。そして、ここで注目したいのは、里親ｃが37児を１歳６ヶ月から９歳５ヶ月まで７年11ヶ月間も養育していた点である。つまり、母乳の必要な乳児期を除く幼児期前半から学齢期中までの里預児の養育を一貫して経験し、この間に預替もなく茶臼原孤児院へ移転させるという、２回目の成功体験を経験していた事実にである。特に幼児期前半から学齢期までの里預児のライフステージを一貫して支える養育に成功した点は、その体験の中から里親の経験的知見としての「専門性」が生れてきたと理解できるからである。

さらに、37児が６歳５ヶ月になった1914年３月27日には、岡山本部から里親ｃのもとに、地元の尋常小学校に入学するための書類として「戸籍謄本写し」が送付され、学齢期は岡山孤児院へ返すというルールを越えて養育継続が認められた点も注目でき、これは、当時岡山本部側が里親ｃの養育を高

く評価していたためと判断できる事実が内包されていたと理解できるからである。ただし、37児の詳しい養育内容については、先の尋常小学校の入学手続の件以外に手元の資料からは確認できないことが残念であるが、実は手元の資料から判明する事項の多くは、里預けや預替の件、そして、里預児の病気や通院、死亡、実親等への引き取りなど、日常の養育の中で何らかの異変が起こった場合の報告が中心であったためで、37児の場合は、里親ｃに適切に養育され病気等の報告事項がほとんどなく、健康に育ったとの見方もできよう。このため、２人目の里預児の養育経験を通して、里親ｃの中に経験的知見としての「専門性」が深化していったと想定できることである。

２）２人の乳幼児の養育と地区世話役の自然発生

３人目の里預児は、1912年７月６日に預った１歳10ヶ月のＩ児であったが、１ヶ月後に永眠（死亡）してしまった[13)]。このためＩ児の養育は、ある意味で失敗例と言える。ただし、この事例には、里親ｃがＩ児を引受けねばならなかった事情があり、その事情についての詳しい経過と内容が手元の資料から確認できるので、次に紹介する。また、この「詳しい経過と内容」の中に里親ｃの地区世話役を裏付ける活動の一端が出てくることが特に重要である。そして、先の事情を詳しく知るには、Ｉ児の入院の経過から遡って紹介する必要がある。Ｉ児は、1910年12月30日に兵庫県有馬郡山口村より母乳の必要な生後３ヶ月の乳児として岡山孤児院に入院し、翌31日に御津郡宇垣村大字砂場の里親ｏに里預けされた。しかし、里親ｏが死去したため、約１年後の翌1911年12月６日に１歳３ヶ月で同郡馬屋下村大字芳賀の里親ｐに預替された。その後、1912年４月15日にＩ児が病気となり、里親ｐの母と里親ｃの妻が付添、佐久間医院で診療を受けた。病気は軽かったが、この時里親ｃの妻は同地区の里親たちから依頼された、馬屋下村役場より指示のあった種痘証と戸籍の件で同役場に出向いたが「要領」をえず、新寄留届を渡して帰宅していた。この経過で注目したいのが、Ｉ児の通院に里親ｐの母だけでなく、里親ｃの妻も付添って来た点で、自分の里預児でないのに里親ｃの妻が一緒に付添って来たのは、芳賀地区の地区世話役的な役目を担っていたためと理解でき、さらに、通院の付添と他の里預児の種痘証や寄留届などの村役場への提出の代行も地区世話役的な役目からの活動であったと確認できることである。

しかし、Ｉ児は、約６ヶ月後の1912年６月５日頃に１歳９ヶ月で再度預替となり、今度は御津郡樽津村大字樽津の里親ｑへ預けられる。実は、この預替を仲介したのは里親ｃで、６月６日に岡山事務所に先の預替を報告していた。このため同日岡山事務所は新里親ｑと里親ｃに葉書を出し、この預替を了承したとみる。このように、今回の預替は里親ｃが取り仕切って実施したため、里親ｃの地区世話役的な仕事の１つとして預替を実施していたことが確認できる。

さらに、Ｉ児の場合は、里親ｃが前面に出て対応せざるをえない状況が発生する。１ヶ月後の７月５日Ｉ児がまた病気になり、やはり里親ｑの母と里親ｃの妻が付添い佐久間医院で診察を受けることになる。結果は「熱気三十八度腸胃病」で「非常胃弱」で病院への入院が必要であったが、岡山県病院への入院が不能なため、里親ｃの妻が岡山事務所に一緒に泊まり、明日岡山県病院に通院することになった。翌６日に岡山県病院の野上医師より診察を受けるが、「入院」が難しいということと、「先日中ヨリハ快方」に向かったこともあり、里親ｃの妻に一任し、引き続き通院による治療を受けることになる。つまり、７月５日の岡山事務所でのＩ児との宿泊やその看病、岡山県病院での診察、その

後の里親ｃ宅での養育と、Ｉ児の病気治療に関する全ての対応は里親ｃの妻が引き受け、里親ｑから里親ｃに預替された状態であった。このため、里親ｃの場合は地区世話役的な仕事として、里親ｑに代わって病気のＩ児の療養と養育に従事するという役割を担うことになってしまったことが理解できる。

そして、７月22日には岡山事務所から里親ｃにＩ児の「病状尋合」せがあり、８月１日には里親ｃが直接来所し、本児の「病気ハ次第ニ衰弱」し、目下の暑さで閉口しているとの報告があった。これを聞いた担当職員は、仮りに「今後如何ニナリ行クモ心残リナキニヨリ」よろしくたのむと回答した。そして、Ｉ児の病状を兵庫県有馬郡山口村に住む祖父に通知した。

その直後に、Ｉ児は慢性肺炎で死亡してしまい、８月７日里親ｃ夫婦がＩ児と一緒に来院し、岡山県病院の野上医師に診断書３通と死亡届を作成してもらった。これはＩ児の死亡手続のためで、里親ｃは先の診断書２通と死亡届をＩ児の寄留した樽津村役場に提出するためであった。また、もう１通の診断書は岡山市役所に提出して死亡認許証を受け取り、平山で火葬して遺骨にし、遺骨は岡山事務所で管理した。このことから里親ｃが、Ｉ児の死亡に関する樽津村役場への手続も実施していたことなども確認できた。

このように、里親ｃは、通院付添を通して里親ｐの養育を支援し、里親ｐが預替を希望したので里親ｑに預替へ、今度は里親ｑの通院付添などの支援も実施したが、最後の最も大変な時期は里親ｃの妻が看病に当り、Ｉ児を看取り、役場への死亡手続と火葬まで担当していたことが確認できる。これらの活動は、里親ｃが地区世話役であったことを裏付ける事実といえ、本事例から地区世話役の具体的な役割の一端が確認できる。また、里親ｃが最後の１ヶ月間Ｉ児を養育したのは、Ｉ児の病気が危機的状況になり、里親ｑに預替したものの、病弱の１歳のＩ児（里預児）の養育経験のない里親ｑに看病させるのは無理と判断し、37児を１歳６ヶ月の時から養育した経験的な知見（「専門性」）を生かしつつ、地区世話役の責任としてＩ児を養育したとみられ、地区世話役のコーディネーターとしての判断力と行動力、そして使命感も推定できる事例と言えようか。さらに、Ｉ児を１ヶ月間養育（看病）していた1912年７月から８月中は、並行して当時４歳９ヶ月の37児を養育しており、２人の里預児を養育することは例外的な措置で、里親ｃがＩ児を養育したのは、Ｉ児が重病で里親ｑの養育能力から判断し、緊急事態に対応できず、その最後の受皿として地区世話役が機能していたとみられることも付け加えておく。

そして、最も注目すべきことは、先のような里親ｃのＩ児他への一連の関わりの中から地区世話役的な役割が自然に発生してきたと言えることである。手元に残る1912年からの資料では、里親ｃの養育経験があ児と37児を合せると約５年程度に達し、芳賀地区では最も古い里親で、しかも４歳１ヶ月児と１歳６ヶ月児の２人を養育した経験が岡山事務所からも、周囲の里親や地区住民からも評価されて信用される存在になり、それ故に、自然発生的に地区世話役になっていったと理解できることである。また、その背景には、芳賀地区も江戸時代からの自然村的文化を継続し、村落共同体的秩序としての隣保相扶の意識が内在したと推定できることである[7)]。つまり、岡山孤児院の里預制における地区世話役の登場は、同院が里預制を運営していくために意図的に設けた役職ではなく、日々の里預制の取り組みの中から自然発生的に地区世話役という機能と担当者が登場してくるのであり、その背景には江戸時代から続くし自然村的な共同体意識が内在していたためと理解できよう。なお、地区世話

役という名称は筆者の造語であると記したが、里親ｃの活動をみていくと芳賀地区内の各里親の各種の世話をする役割を持った人物として登場してくることが確認でき、この造語の妥当性も見えてくることも付け加えておきたい。

さらに、４人目の124児は、なんと生後17日の母乳を必要とする乳児で、残念ながら１歳で永眠してしまう事例であったが[14]、先のＩ児と少し似た経過をたどった。その経過とは、1916年７月27日に静岡県駿東郡小山町より御殿場町の園部丑之助牧師の紹介で、生後17日で入院し、同日御津郡馬屋下村の里親ｃに里預けされたのである。124児は、生後１ヶ月に満たない乳児の里預けという意味で、最も低年齢の里預児の養育事例であった。そして、11ヶ月後の1917年６月15日に124児が病気になり、岡山県病院の小児科で診察を受け、17日にも再度診察を受けることになった。22日には同病院に入院する程の重病となり、病状は「乳粉の中毒」のようであった。24日岡山本部の清水事務員が同病院へ本児を見舞ったが、「経過面白からず、余程重態」になっていた。また、25日も見舞に行き、翌26日に見舞った時は「幾分か快気」に向ったようであったが、30日に見舞った時は124児の病状は良くなっていなかった。

そして、７月２日危篤の電話が岡山県病院からあり、すぐ清水事務員が訪れるが「衰弱甚し」の状態で、３日後の５日午後１時に永眠してしまった。病名は栄養障害で、生後11ヶ月頃の「乳離」に際し、牛乳を飲まず「乳粉」ばかりを与えたため栄養障害が発生したのであった。そこで、岡山本部は、124児の死亡手続のため、まず死亡診断書を取り戸籍地の家族に送付し、11日には先の親戚より「親戚総代」として「挨拶状」が送付され、13日には、里親ｃより「端書」が来た。

この経過から理解できることは、出産後17日になったばかりの母乳を必要とする乳児の里親に里親ｃが選ばれたことである。当時母乳を必要とする乳児の里預けは、母乳を持つ里親を選定して里預けしていたが、なかなか該当者がなく里親ｃも地区世話役として岡山本部から母乳を持つ里親の開拓を依頼されていたため、取り合えず預かったのかもしれない。

それを間接的に裏付けるのは、里親ｃが124児を預かる前後の活動からである。つまり、1916年５月16日に里親ｃが乳児の預りを希望する里親がいることを岡山本部を訪問して報告し、６月18日、７月９日にも里親希望者を紹介し、さらに、10月１日には乳児を預る里親がいるが母乳ではなく「貰乳と牛乳」で育てる里親と連絡したら、同本部が断っていたという経緯が確認できるからである[15]。そして、10月というのは、里親ｃが124児を預って約２ヶ月過ぎた時期であり、この時岡山本部が「断った」ため、その後も里親ｃが引き続き124児を養育することになったと理解できるからである。このため、124児は生後17日で、岡山孤児院で引き受けなければならない緊急性があり、取りあえず里親ｃが一時預り、その間に母乳を持つ里親を見付けようと思い「乳粉」で養育していたとみる。なぜならば、この時期の1917年３月までは37児を養育していたからで、緊急性がなければ「農家に１人」を預けるという里預制の原則を変更してまで実施せず、この原則を越えて生後17日の124児を受け入れたのは、里親ｃが地区世話役として緊急的な一時保護の受皿の機能を結果的に果す必要性が発生したためと理解できるからである。また、岡山本部側も、これまでの３人の里預児の養育実績などから、生後17日の乳児を緊急的に育てられるのは里親ｃ以外にないとみていたとも解釈でき、それ故に里親としての「専門性」に期待していたとの見方もできよう。つまり、ここで言う里親としての「専門性」とは、里親ｃがあ児、37児、Ｉ児という３人の里預児の養育を通して、幼児前半から９歳頃ま

で一連の養育を経験し、この養育経験に基づく養育実績の中で得た経験的知見を指すのである。

しかし、母乳を持つ里親が発掘できないままに、11ヶ月頃に「乳粉」による栄養障害を起し、６月22日から７月５日まで13日間入院したが死亡してしまったのである。なお、手元の資料では十分裏付けられないが、先の13日間の入院の付添は、少なくとも岡山本部の職員が付添っていなかったことからみて、里親ｃの妻が付添っていたとみられ、最後まで里親の役割を果したと推定する。このことを含め、124児の事例も、地区世話役として緊急一時保護の受皿の役割と、これまでの養育実績から里親の「専門性」に期待するという２つの役割がその背景にあったことが見えてくる。ただし、現実には、生後17日の乳児を受け入れ「乳粉」などで養育したが、母乳を持つ里親が開拓できず、１歳で死亡してしまったのであった。

３）５人目の養育と「情愛関係」の深まり

４人目の里預児から５人目の139児の養育までには、約１年７ヶ月間の空白があったが、５人目の139児は、1919年２月頃に１歳２ヶ月で前里親からの預替児として養育した[16]。そして、約５年２ヶ月養育し、1924年４月10日に６歳４ヶ月の時に茶臼原孤児院に移転したが、約９ヶ月後の1925年１月12日から約４ヶ月ほど再度里親ｃに委託された事例でもあった。その詳しい経過は次のようになる。

139児は、邑久郡朝日村の紹介人より母乳の必要な生後８ヶ月児の入院希望があったが、適当な里親がいなかったため、1918年８月９日に先の紹介人を監督者として養育料４円を支払い、自宅で養育してもらうことにした。しかし、２ヶ月後の10月29日になると、本児が父親に伴われて来所し、生後10ヶ月で御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳２に里預けとなった。その後日付は判明しないが、1919年２月頃に同村大字芳賀の里親ｃに預替になっていたことが資料的に確認できた。そして、２月12日には岡山本部より139児を養育する里親ｃ他３人に、種痘接種の通知があり、４月26日には里子大会が開催されたが、139児は風邪のため不参加となったことが分かる。また、1920年６月３日にも139児を養育する里親ｃ他６人に種痘接種の通知があり、1921年７月８日には139児が左足下脛骨を骨折し岡山市内の接骨医院で治療を受けていたが、しだいに回復していたことが確認できた。そして、1924年４月３日に茶臼原孤児院より信永事務員が来所し、10日に６歳４ヶ月となった本児他５人を百田事務員と同院へ引率し里預けが終了した。

しかし、９ヶ月後の1925年１月12日に、茶臼原孤児院在住の139児他２人を百田事務員が引率し岡山事務所に帰り、139児は旧里親の里親ｃに再度委託されたが、これはたぶん里親ｃの希望で再委託になる新しい試みであったとみられ、139児への深い愛情が窺える。ただし、この再委託は里親ｃに「不幸生シ」ため長く続かず、４ヶ月後の５月８日に百田事務員が139児と155児を引率して岡山事務所を出発、午後10時に茶臼原孤児院に到着し、再度同院に移転したのであった。

このように、５人目の里預児は１歳２ヶ月程の預替児で、芳賀地区内の最初の里親（馬芳２）が何らかの理由で預替を希望したため、同地区の地区世話役の里親ｃが139児の養育を引き受けたことが分り、里親ｃは地区世話役として同地区内の里親を支援していたことが理解できる。また、馬芳２からの預替が1919年２月頃のようであり、139児を１歳２ヶ月頃から６歳４ヶ月まで養育し、茶臼原孤児院へ移転させることに成功した背景には、これまでの経験的知見が生かされたためとみる。さらに、茶臼原孤児院へ移転した139児を、９ヶ月後に再度里親ｃ宅に引取り４ヶ月間養育したのは、

４ヶ月間という短期間で終ったとしても里親ｃの139児に対する「情愛関係」[17]の深さを裏付ける事実となろう。

以上のように里親ｃは、５人の里預児を順次養育して長期間にわたる養育経験を有していたことが事例的に確認できたが、このことから、里親ｃの養育経験の豊富さとその中に内包された経験的知見としての「専門性」の内容が理解できることである。さらに、この経験的知見を生かしながら、自然発生的なかたちで地区世話役となり、新たな里親を発掘し、地区内の里親の相談に乗りつつ監督し、里預児が重病等になった場合は支援をするという具体的活動を積み重なっていったことも確認できる。

そこで最後に、里親ｃの地区世話役としての仕事の内容とその役割をもう少し深く解明するため、1912年頃からの里親ｃの里預児の養育を含めた、地区世話役的な各種の具体的な活動内容を分析してみることにする。

４、里親ｃの地区世話役としての具体的な活動

前項では、里親ｃが自然発生的な地区世話役として活動したのは1912年頃としたが、これは手元に残る資料に制約があるためで、一応、資料が残っている1912年からの里親ｃの地区世話役的な活動を集めてみると、その活動内容は大きく４つに分けられた。㋐岡山本部（事務所）から依頼を受けての新里親（預替先の里親）の開拓およびその監督、㋑病気の里預児を里親と共に病院に付添い看護する支援、㋒各里親の同本部（事務所）への報告や要望の代弁（代行）、㋓同本部（事務所）よりの養育料配付の代行と里預児の監督であり、その具体的内容を説明し、地区世話役の仕事の内容とその役割をまとめてみることにする。

㋐については、まず1912年１月25日に馬屋下村大字芳賀の里親ａに里預していたＡ児を、同日に同じ芳賀地区の里親ｂに預替したことを、里親ｃが岡山事務所に報告していた事実から[18]、里親ｃが預替先を開拓して預替を実施し、両者を監督する立場にあったことが確認できる。また、同年６月６日にも先のＩ児の事例の中で述べたが、芳賀地区の里親ｐに里預けしていたＩ児を、里親ｃが仲介して同郡樽津村大字樽津の里親ｑに預替していた[13]。おそらく楢津の里親ｑは里親ｃが新に開拓した里親とみられ、そうだとすると里親ｃの新里親の開拓は、他村にまでおよび地域的範囲の拡大も推定できることになる。

1914年４月21日には、里預け担当職員の東方匡事務員が、赤磐郡可真村大字可真下の可下４が養育する34児を、里親ｃの世話で馬屋下村芳賀の馬芳５に預替を決定し、24日に実施したという事実から[19]、岡山事務所の職員の依頼に応えて同地区内の新里親を開拓していたことが分る。また、５月３日には馬芳５への預替後の34児の養育状況を、両者の「折合宜敷き」と岡山事務所に報告しており[19]、馬芳５に34児を世話した地区世話役として預替後の養育についても訪問しながら相談に乗り監督していたことが分る。

1915年12月17日には、里親ｃより岡山本部に里預児を預りたい里親がいるとの連絡があったが[20]、これも新里親の開拓であった。1916年５月16日には里親ｃの妻が岡山本部を訪れ、乳児を預りたい里親がいるとの報告があったので、同本部では赤磐郡西高月村大字牟佐の西牟４に里預けをしている生

後11ヶ月の98児を、乳母の妊娠により「発育不良」のため引揚げ、里親ｃの妻から紹介のあった馬屋下村大字芳賀の里親希望者に預替ることを検討した[15]。しかし、実際には預替は実施されなかったようだが、これも里親ｃが地区世話役として岡山本部の意向がなくても日常的に新里親を開拓していることを裏付ける例である。また、当時必要性が高かった母乳を持つ新里親であったことも注目できる。

６月18日と７月９日にも里親ｃが新里親を希望する者を岡山本部に紹介し、前者は当時６歳８ヶ月の81児の預替に結びつき、81児を赤磐郡葛城村大字国ヶ原の里親ｇから馬屋下村大字芳賀の馬芳12への預替に役立った[15]。さらに、10月１日にも里親ｃの妻が岡山本部を訪れて乳児を預りたい里親がいると申込んだが、その養育方法が母乳がなく「貰乳と牛乳」で育てると言うことであったため断っていた[15]。1917年２月11日には出身者の子ども（111児）の個人的な里預けを中止し、芳賀の馬芳13に預替する時も、里親ｃがその実際の仲介役を担当していた[21]。

1919年２月25日には、里親ｃより同地区の里親ｂが病院から退院後に「小児」の預かりを申し出ていると岡山事務所に通知していたが、これも地区世話役としての里親開拓であった[22]。

このように、先のいずれの事例も里親ｃによる日常的な新里親の開拓と、岡山本部（事務所）への報告や実際の仲介であり、その中でも里親ｃの妻が岡山本部を訪れるなど積極的に活動していたことが注目できる。これは次の㋑でも述べるが、病気時の里預児の付添や看病を含め、地区世話役の妻の役割が重要であったことを裏付ける事実となる。

㋑については、前述のＩ児の事例の中の、1912年４月15日に里親ｐの妻と里親ｃの妻が一緒に佐久間医院に同行し、その後７月５日にも同院に同行する支援を行うが、最後は里親ｃの妻がＩ児を看病し死亡する例が、これに該当する[13]。

㋒については、1915年３月９日に芳賀の里親11の依頼を受け、里親ｃが代行して岡山本部に51女の「戸籍写し」を、さらに20日には寄留届を請求し、同年8月12日には、同じ芳賀の馬芳10が養育中の91児の病気が重くなっていることを馬芳10に代って岡山本部に報告していた[23]。これらは各里親の仕事を代行する支援であった。1916年３月２日と３日には、芳賀の馬芳８より養育中の２歳11ヶ月になる85女の預替希望を、里親ｃが岡山本部に代弁し、13日に赤磐郡五城村大字新庄の里親２に預替となった[24]。ただし、この時の里親ｃの役割は、馬芳８の預替希望を代弁しただけで、五城村大字新庄の里親２を開拓したわけではなかった。

1917年10月２日には、里親ｃの妻が岡山市内の親族を訪れたついでに岡山本部を訪問し、芳賀の馬芳３が養育する70児の継続的な養育希望を代弁していたが、これはすでに継母から70児の退院希望が出ていたためで[25]、このような前提の中で里親側の希望を代弁する支援がなされたのであった。

1919年４月８日には、里親ｃの妻が岡山事務所を訪れ、同事務所から依頼のあったとみられる芳賀地区の里預児の種痘が完了したことを報告し、さらに、馬芳７が養育する78女は「夜尿甚ダシク」養育の辞退を申出ているので預替を依頼していた[26]。これらは、前者が同事務所への報告であり、後者は里親の預替希望の代弁であったことになる。

1919年５月２日には、里親ｃが芳賀の馬芳７によって養育されている78女の病気が、「快方」したと岡山事務所に報告していたが[27]、これも里親が同事務所へ報告するべき仕事を代行したものであった。

1920年３月26日にも、里親ｃが、78女が病気のため「旅行不能」であることを馬芳７に代って岡山事務所に報告したが[28]、これも里親の回答を代行したものであった。1920年４月23日にも78女の病気治療を岡山事務所に報告していたのも同様の活動である[29]。

㋓については、1917年８月１日に岡山本部より里親ｃに、表４左の10人の里預児の養育料を各里親に配付するよう依頼があり、翌２日里親ｃはその受領を同本部に返信していた[30]。各里親の配付先の住所をみると、里親ｃと同じ芳賀地区の里親が７人、同村の大字松尾の里親が１人、同郡の一宮村大字一宮の里親が１人、赤磐郡の瀬戸町大字寺地の里親が１人であった。この時期養育料の配付は、里預制の基本原則通りに、岡山本部の担当職員が各地を巡回し、里預児の体重を測定しながら里親による養育状況と里預児の健康状態をチェックして養育料４円（減額児もいた）を各里親に支払っていたが、担当職員が巡回できないことが発生し、巡回担当職員の仕事と役割を一時里親ｃのような地区世話役となる里親が担うことになり、先のように、養育料を一括送金し、配付を依頼したのであった。そして、里親ｃがなぜこの10人の里親に配付することになったかを考察してみると、里親ｃが㋐から㋒などの活動を通して地区世話役としてのネットワークが自然発生的に生れており、岡山本部側もそれを認識して評価し、信用できると判断したため、養育料の配布を依頼したと理解できる。また、この例から岡山本部と各里親間の結節点となるような地区世話役とそのネットワークの存在が確認でき、かつ、その結節点を務めた地区世話役の役割が、この養育料の配付を通して、先の三者の間でより明確化していくことが裏付けられる。

さらに付記しておきたいことは、1917年８月１日当時の里親ｃは、表３上を見ても分るように、７月５日に養育していた124児が死亡し、里預児を養育していない時期であったが地区世話役であったことが分り、里預児を養育してない時期も引続き地区世話役の役割を担っていた点である。

そして、約２年６ヶ月後の1920年２月10日には、里親ｃが芳賀地区の里親の養育料を受取るため岡山事務所を訪れたが、同事務所は後日郵送すると回答し、12日同事務所は「馬屋下村地方ノ十二月一月分里子料」を一括して、郵便為替で里親ｃに送金し、表４右の10人の里親に２ヶ月分12円の配付を依頼した[31]。当時は1918年８月に全国各地で起った米騒動に象徴されるように、米等の物価が高騰していたため、1919年９月から里預児の養育料を４円から６円に値上げしていたため２ヶ月分で12円になっていたのである[32]。

また、この岡山事務所から里親ｃへ養育料の配付を依頼した1920年は、同事務所の人員不足から巡回担当職員による養育料の配布が中止され、地区世話役が代行しており、それ故に、これまで巡回職員が実施していた体重を測定し里親の養育状況と個々の里預児の健康状態を監督するという役割も地区世話役に移行していたことが確認できることである。このため、岡山事務所と各里親の結節点となる地区世話役の存在とそのネットワークが現実的にも全体的にも強化され、かつ地区世話役の役割が結果的にさらに重要になる方向に進むことになっていたことが理解できる。特に、新里親の開拓、各里親の預替等の希望や種痘等の事務的報告などの代弁と代行、養育相談や病気への付添などの支援、さらに、養育料の配布と養育状況の監督というような巡回担当職員の仕事のほとんど全てを代行するようになっていくことが確認できることである。

このように、各里親への巡回が、1920年から中止となり[32]、地区世話役の役割は反比例的に重要視され、終息期の岡山孤児院の里預制は、地区世話役の存在ぬきに活動が成立しなくなるほどの重要な

役割を担っていくことが理解できることである。

〈表４〉 里親ｃが養育料を配布した里親

1917年8月1日の送金			1920年2月12日の送金		
里預児	里親6	里親住所	里預児	里親6	里親住所
51女	馬芳11	御津郡馬屋下村大字芳賀	51女	馬芳11	御津郡馬屋下村大字芳賀
125児	馬芳17	御津郡馬屋下村大字芳賀	136児	馬芳11	御津郡馬屋下村大字芳賀
91児	馬芳10	御津郡馬屋下村大字芳賀	160児	馬芳24	御津郡馬屋下村大字芳賀
90女	一宮1	御津郡一宮村大字一宮	138児	高屋	御津郡馬屋下村大字芳賀
98児	馬松1	御津郡馬屋下村大字松尾	98児	馬芳20	御津郡馬屋下村大字芳賀
Q児	馬芳16	御津郡馬屋下村大字芳賀	131女	馬芳22	御津郡馬屋下村大字芳賀
162児	馬芳14	御津郡馬屋下村大字芳賀	78女	馬芳7	御津郡馬屋下村大字芳賀
76児	馬芳19	御津郡馬屋下村大字芳賀	139児	里親c	御津郡馬屋下村大字芳賀
84児	馬芳9	御津郡馬屋下村大字芳賀	84児	馬芳9	御津郡馬屋下村大字芳賀
T女	里親6	赤磐郡瀬戸町大字寺地	91児	馬芳10	御津郡馬屋下村大字芳賀

おわりに

本稿では、1905年８月前後から始まる岡山孤児院の里預制の養護実践の中で、経験的知見としての「専門性」を持つ地区世話役という存在の里親が登場する経過とその役割を、御津郡馬屋下村大字芳賀の事例を通して解明してきた。その結果を要約すると、まず地区世話役が登場する前提になる里親の地域分布は、岡山県内の赤磐郡、和気郡、御津郡を中心とする特定の村に里親が集中していくという特色が、1906年10月頃から形成され徐々に定着していくことが理解できた。また、先の「特定の村」に里親間のネットワークや里親の「専門性」が発生する土壌が育まれつつあったと推定でき、その１つが御津郡馬屋下村であったことも想定できた。そして、この馬屋下村の1914年から1916年の間の里親数は19人で、里親密集度は4.52％と約22戸に１戸が里親という、里親村といえる特徴が確認でき、同村内に里親間のネットワークが存在する条件が最も有力な候補地であることが理解できた。

さらに、馬屋下村の大字（地区）別の里親分布を見てみいくと、芳賀地区に18人（94.7％）の里親が集中し、この時期の芳賀地区の里親密集度を推計すると10.34％となり、約10戸に１戸が里親という非常に高い里親密集地区であったことが理解できた。また、この芳賀地区は、江戸時代の自然村であるため、当時の村民の日常生活に関する隣保相扶などの村落共同体的秩序は同地区単位で実施されていたと仮定でき、このため、芳賀地区は、里親たちを含む地区住民の日常生活の交流が存続し、それ故に同地区内には里親間のネットワークが存在する地理的、歴史的条件が一層明確化してくることも理解できた。加えて、先の18人の里親の中から「専門性」を持つ里親や岡山本部（事務所）と各里親との結節点となるような地区世話役の登場も想定できた。

そこで次に、地区世話役と想定できる里親を絞るためには、芳賀地区で最も長期間里親としての養育経験を持ち、かつ、複数の里預児を養育した里親がこれに該当すると認識し、18人の里親の養育状況を調べると、芳賀地区で最も早い時期に里親になり、最も遅くまで里親を続けたのは里親ｃであることを確認した。この里親ｃは、最初に里預児を養育したのは、1907年２月26日からで、里親を終了したのは1924年４月10日であったため、全体では約17年２ヶ月近く（里親でない時期が約１年７ヶ月弱あったが）となっていた。さらに、里親ｃは、５人の里預児を養育した経験を持ち、その養育年齢

は母乳を必要とする生後17日児から９歳５ヶ月児までであり、養育期間も約１ヶ月で死亡した里預児から約７年11ヶ月間養育し茶臼原孤児院へ移転した事例まで多様であったことが判明し、芳賀地区の里親に中で経験的知見としての「専門性」が高く、里親ｃが地区世話役となる条件が相対的に高いと判断した。

このため、岡山本部（事務所）からも、周囲の里親や地区住民からも評価されて信用される存在となり、自然発生的に同本部と各里親を結ぶネットワークの結節点となる地区世話役になっていったと理解できた。つまり、岡山孤児院の里預制における地区世話役の登場は、同院が里預制を運営していくために意図的に設けた役職ではなく、日々の里預制の取り組みの中から自然発生的に地区世話役という機能と担当者が登場してくるのであり、その背景には江戸時代から続く自然村的な村落共同体意識が内在していたためと理解できた。

そして、里親ｃは、先のような養育経験の豊富さとその中に内包された経験的知見としての「専門性」を生かしながら、自然発生的な地区世話役として、新里親を発掘し、地区内の里親の相談に乗りつつ監督し、里預児が重病等になった場合は付添い支援などの具体的活動を積み重なっていったことも確認できた。つまり、地区世話役の役割と機能（仕事）は、㋐岡山本部（事務所）から依頼を受けての新里親（預替先の里親）の開拓およびその監督、㋑病気の里預児を里親と共に病院に付添い看護する支援、㋒各里親の同本部（事務所）への報告や要望の代弁（代行）、㋓同本部（事務所）よりの養育料配付の代行と里預児の監督の４つであったことを事例的に確認した。特に、1920年からは、岡山事務所の職員不足から巡回担当職員による養育料の配布は中止され、地区世話役がそれを代行したため、岡山事務所と各里親の結節点となる地区世話役の役割とそのネットワークが、現実的にも全体的にも強化され、かつ結果的に地区世話役の役割がさらに重要になる方向に進むことになった。

このように、岡山孤児院の里預制は、各地区に定着する過程で地元に残る近世からの隣保相扶的考え方を背景に、地区世話役が自然発生的に登場する地区が現れ、彼らが岡山本部（事務所）と各里親の結節点となり、里預けに関する個別の問題を現実的かつ具体的に対応する機能と役割を果たした結果、巡回担当職員が１人でも効率性とある程度の即応性を持った運営システムが持続でき、そのような条件が整備されていたため明治後半から大正期の日本に中で約20年間も存続したと判断する。ただし、この「条件」は全てではなく、１つの主要な「条件」であることは言うまでもない。

＜註＞

１）これまでにまとめた論文は、次のようになる。

① 菊池義昭「岡山孤児院における里預制の全体像－研究の目的とその数量的な全体像」『ライフデザイン学研究』第２号、2007年３月、97頁から116頁。

② 菊池義昭「大正期の岡山孤児院の里預制の統計的全体像」『東北社会福祉史研究』第25号、2007年３月、１頁から15頁。

③ 菊池義昭、田谷幸子「岡山孤児院の里預制の成立と急増急減期の内容」『石井十次資料館研究紀要』第８号、2007年６月、26頁から55頁。

④ 菊池義昭、田谷幸子「岡山孤児院の里預制における全里預児と全里親の実態把握」『東北介護福祉研究』第10号、2007年８月、88頁から151頁。

⑤ 菊池義昭、田谷幸子「岡山孤児院の里預制と安定期の運用内容」『石井十次資料館研究紀要』第９号、

2008年８月、51頁から82頁。

⑥　菊池義昭「岡山孤児院の里預制の具体的実践の把握－1912年前後の担当職員の業務日誌を通して－」『ライフデザイン学研究』第４号、2009年３月、131頁から167頁。

⑦　菊池義昭「1912年前後の岡山孤児院の里預制の具体的実践の解明」『東北社会福祉史研究』第27号、2009年３月、３頁から26頁。

⑧　菊池義昭「1914年から1916年の岡山孤児院の里預制の展開－127事例の全体像と里預制の数量的な内容を中心に－」『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』、2010年３月、90頁から111頁。

⑨　菊池義昭「1914年から1916年の岡山孤児院の里預制の活動実態と「情合関係」の形成過程－130事例の内容分析を通して－」『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』、2010年３月、112頁から170頁。

⑩　菊池義昭「1914年から1916年の岡山孤児院の里親の地域分布と専門化の動向」『ライフデザイン学研究』第５号、2009年３月、75頁から108頁。

⑪　菊池義昭「1917年から1926年の岡山孤児院の里預制の終息までの内容－その動向と里預児110事例の数量的な内容を中心に－」『東北社会福祉史研究』第28号、2010年３月、１頁から26頁。

⑫　菊池義昭「1917年から1926年の岡山孤児院の里預制の終息期と里親の地区分布の特徴」『石井十次資料館研究紀要』第11号、2010年８月、56頁から131頁。

⑬　菊池義昭「岡山孤児院の1917年から1919年の里預け終了児の個別事例の内容と特徴」『ライフデザイン学研究』第６号、2011年３月、265頁から289頁。

⑭　菊池義昭「岡山孤児院の1920年から1925年の里預け終了児の個別事例の内容と特徴」『東北社会福祉史研究』第29号、2011年３月、１頁から40頁。

２）先行研究には、次のようなものがある。

日本の里親制度の歴史研究は、三吉明著『里親制度の研究』（日本児童福祉協会、1963年）などに始まり、松本園子氏の一連の研究、特に東京市養育院における戦中までの「委託児」の研究が最も注目できる。最近では、菅田理一氏などにより福田会育児院の里親委託の研究も始まったが、これ等の先行研究は、明治後期から大正期の個々の里親の特徴や養護実践の内容を分析するまでには至っていない。

３）本稿で使用する基本資料は次のようになる。

(1)『入院原簿第壹号　明治二十年より明治四十四年』（文書番号A－3－1）

(2) 岡山孤児院発行『岡山孤児院新報』第99号から（1905年１月15日付）から第148号（1909年５月15日付）（A－7－7）

(3)『明治三十九年十月　里預児台帳　岡山孤児院』（A－3－50）

(4)『明治四十年　各村別里預児台帳　養育部』（A－３－75）

(5)『明治四拾年　事務報告簿　第四部養育部』（A－2－83）

(6)『明治四十一年　事務報告簿　養育部』（A－2－89）

(7)『明治四十一年一月改　各村別里預児台帳　養育部』（A－3－80）

(8)『明治四十二年度日誌　養育部』（A－2－99）

(9)『明治四十三年一月改　各村別里預児台帳　岡山孤児院』（A－3－105）

(10)『明治四拾三年一月ヨリ養育日誌　養育部』（A－2－100）

(11)『明治四拾四年一月養育日誌　養育部』（A－2－108）

(12)『明治四十五年大正元年起　入院原簿第貳号　岡山孤児院養育部』（A－3－122）

(13)『明治四十五年壱月養育日誌　養育部』（A－2－110）

(14)『明治四十五年大正元年度岡山孤児院年報』

(15)『自四十五年一月至同年(ママ)月日誌　養育部』（A－2－112）

(16)『明治四十五年七月日誌　養育部』（A－2－114）

(17)『大正二年一月　里預児台帳　養育部』(A－3－130)
(18)『大正二年度岡山孤児院年報』(A－7－76)
(19) 財団法人岡山孤児院『大正三年度年報』(A－7－83)
(20)『大正三年起　日誌　岡山孤児院』(A－120)
(21)　財団法人岡山孤児院『大正四年度年報』(A－7－89)
(22)『大正四年度　日誌　岡山孤児院岡山事務所』(A－2－126)
(23) 財団法人岡山孤児院『大正五年度年報』(A－7－94)
(24)『大正五年度　日誌　岡山孤児院岡山事務所』(A－2－129)
(25)『(大正六年大正七年) 里子部日誌　岡山孤児院事務所』(A－2－140)
(26) 財団法人岡山孤児院『大正六年度年報』(A－7－99)
(27) 同上『大正七年度年報』(A－7－104)
(28) 同上『大正八年度年報』(A－7－106)
(29)『大正八年　日誌　岡山孤児院』(A－2－145)
(30)『大正九年　日誌　岡山孤児院』(A－2－149)
(31) 財団法人岡山孤児院『大正九年度年報』(A－7－111)
(32) 同上『大正十年度年報』(A－7－114)
(33)『大正十年　日誌　岡山孤児院』(A－2－151)
(34) 財団法人岡山孤児院『大正十一年度年報』(A－7－121)
(35) 同上『大正十二年度年報』(A－7－123)

4) 1) の③論文の32頁から36頁。
5) 以下この項の内容は、1) の①論文の103頁から111頁の内容を参照し要約した。
6) 以下この項の内容は、註を除き、1) の⑩論文の78頁、81頁、82頁、92頁、93頁を参照し、表２の各村の戸数や地理的な特徴に関する内容は、「角川日本地名大辞典」編集委員会編『角川日本地名大辞典　岡山県38』(角川書店、1987年７月) の馬屋下村 (1049頁)、牧石村 (1029頁)、宇垣村 (150頁)、牧山村 (1030頁) より引用した。
7) 大石嘉一郎著『近代日本の地方自治』、東京大学出版会、1990年６月、33頁、34頁、143頁から178頁を参考にした。特に、自然村という考え方は、1888 (明治21) 年公布の市制・町村制および1890 (同23) 年制定の府県制・郡制によって、江戸時代からある旧来のいわゆる「自然村」が、「行政村」に包摂されていく実態を分析した「第四章　地方自治制の確立－行政村の定着を中心として－」を参照、援用し、当時の芳賀地区の状況もそれに近いと想定した。
8) 芳賀地区の1914年から1916年当時の戸数は判明しないため、1891年の171戸に表２の増加率1.02を掛けて修正戸数を174戸と仮定して、里親密集度を18人 (戸) ÷174戸＝10.34％と計算した。
9) 以下この項の内容は、表３にまとめた事項を紹介しながら分析を加えた。そして、表３を作成するために、1) の⑫論文の表５と３) の (1) から (35) の資料を参照したが、後者の資料の個別の出典は煩雑になるので省略した。さらに、⑫論文の72頁から75頁、94頁から102頁も参考にしてまとめた。
10) 以下あ児に関係する記述は、3) の次の資料より引用した。(1) の1907年のあ児の事項。(5) の２月25日、２月26日。(8) の４月26日。
11) 以下37児に関係する記述は、3) の次の資料より引用した。(2) の第148号 (1909年５月15日付) の「院児異動」の「入院児 (八人)」、２頁。(20) の３月27日。(24) の1917年３月13日、３月23日、３月28日。
12) 柿原政一郎著『石井十次』、財団法人正幸会、1961年４月、22頁。
13) 以下Ｉ児に関係する記述は、3) の次の資料より引用した。(10) の12月30日、12月31日。(11) の12月６日。(15) の４月15日、６月６日。(16) の７月５日、７月６日、７月22日、８月１日、８月７日。
14) 以下124児に関する記述は、3) の次の資料より引用した。(12) の1916年の124児の事項。(23) の「大正五年中岡山事務所日誌」の７月27日。(25) の1917年６月15日、６月22日、６月24日、６月25日、６月26日、

６月28日、６月29日、６月30日、７月２日、７月５日、７月９日、７月11日、７月13日、７月16日。

15）３）の（24）の５月16日、６月18日、７月９日、10月１日。

16）以下139児に関係する記述は、３）の次の資料より引用した。（27）の「大正七年中岡山事務所日誌」の８月９日、10月29日。（25）の1918年８月10日。（29）の２月12日、４月26日。（30）の６月３日。（33）の「大正十年度中岡山事務所日誌」の７月８日。『大正十三年度日誌　茶臼原孤児院』の４月３日、４月10日、４月11日。『大正十四年日誌　茶臼原孤児院』の１月12日、５月６日、５月８日。

なお、1919年２月頃に里親ｃに預替になったと推定できる根拠は、（29）の1918年２月25日の記述に、里親ｃより岡山本部へ「子供ヲ預リ度」との報告があったとの文章があり、この文章の里親ｃの氏名の後に「（里親）」とあったため、1919年２月25日の時点で里親で、すでに139児の養育を実施していたと理解したからである。

17）「情愛関係」という用語の内容については、１）の⑨論文（166頁、167頁）で「情愛関係」を示す具体的な行動をまとめたが、今回の里親Cへの再委託は、その中の「里親の里預児との養子縁組や貰受とその希望」に近い行動と理解したからである。

18）３）の（15）の１月30日、６月６日。

19）３）の（20）の４月21日、５月３日。

20）３）の（22）の12月17日。

21）３）の（25）の1917年２月11日。

22）３）の（29）の２月25日。

23）３）の（22）の３月９日、３月20日、８月12日。

24）３）の（24）の３月２日、３月３日、３月13日。

25）３）の（25）の1917年６月26日、10月２日。

26）３）の（29）の４月８日。

27）３）の（29）の５月２日。

28）３）の（30）の３月26日。

29）３）の（30）の４月23日。

30）３）の（25）の1917年８月１日、８月２日。

31）３）の（30）の２月10日、２月12日、２月15日。

32）１）の⑪の８頁、14頁。

Foster Care System in Okayama Orphanage and Appearance of District Facilitators
− a Case Study of Mayashita Village, Mitsu County −

KIKUCHI Yoshiaki

Abstract

Studying on a case study of Haga section of Mayashita village , Mitsu county, the paper shows some foster parents' appearance , who were facilitators of the sections owing to their expertise based on empirical knowledge, and shows their roles in the practice in residential care of foster care system in Okayama Orphanage. Referring to foster parents' distribution of different sections of Mayashita village, 18 foster parents were concentrated in Haga section, a village community existing from the Edo period, where one out of ten families were foster ones.

In Haga section, foster parent C, having got a foster parent earliest and having been so longest, had been foster one for about 2 months and 17 years, that is, from February 26, 1907 to April 10, 1924, but not having been so for less than 7monthes and one year.

It is revealed that he brought up 5 foster children whose age were from17 days to 5 months and 9 years, and that foster parent C with his expertise was more likely to be a district facilitator among other foster parents in Haga section.

Foster parent C, taking advantage of the knowledge of his experience, began to do his district facilitator's work spontaneously. By case studies on the contents of his work, it is confirmed that he played four roles of the district facilitator as follows. The first role is to find and supervise new foster parents in response to the request of headquarters office in Okayama, the second to support the nursing and attendant of sick foster children and their foster parents, the third to represent the requirements and reports of each foster parent, and the last is to substitute for the headquarters office to distribute child support fee and to supervise foster children.

Key words: Okayama Orphanage, Juji Ishi, foster care system, the history of practice in residential care, child welfare history

原稿受領2013年11月15日
査読掲載決定2013年12月26日